

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【公開番号】特開2015-112872(P2015-112872A)

【公開日】平成27年6月22日(2015.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-040

【出願番号】特願2014-152798(P2014-152798)

【国際特許分類】

B 3 2 B 5/28 (2006.01)

B 3 2 B 17/10 (2006.01)

E 0 4 B 1/94 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 5/28 Z

B 3 2 B 17/10 F

E 0 4 B 1/94 F

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のガラス繊維織物と、前記複数のガラス繊維織物に含浸された硬化樹脂組成物層とを含む透明不燃性シートであって、

前記硬化樹脂組成物層が、硬化性樹脂を含む樹脂組成物の硬化物により形成されており、

同一の硬化樹脂組成物層内に前記複数のガラス繊維織物が含まれてあり、かつ、当該硬化樹脂組成物層の少なくとも両表面側に、前記複数のガラス繊維織物のうち少なくとも2枚のガラス繊維織物が配されており、当該硬化樹脂組成物層の表面から前記ガラス繊維織物の中央部までの最短距離 L_1 と、硬化樹脂組成物層の厚み L_0 とが、以下の式(I)の関係を充足するように、前記ガラス繊維織物が、硬化樹脂組成物層の両表面側にそれぞれ1枚ずつ含まれ、

$$0\% < L_1 / L_0 \times 100 < 20\% \quad (I)$$

前記透明不燃性シートにおいて、前記ガラス繊維織物と前記硬化樹脂組成物層との合計量中の前記ガラス繊維織物の合計割合が、20~50質量%であり、

前記透明不燃性シートの全光線透過率が80%以上であり、

前記透明不燃性シートのヘーズが30%以下である、透明不燃性シート。

【請求項2】

前記硬化性樹脂が、ビニルエステル樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、及びフルオレンアクリレート樹脂からなる群から選択された少なくとも1種を含む、請求項1に記載の透明不燃性シート。

【請求項3】

前記樹脂組成物が、40~80質量%の前記硬化性樹脂を含む、請求項1または2に記載の透明不燃性シート。

【請求項4】

前記樹脂組成物が、スチレンモノマーを含む、請求項1~3のいずれか2に記載の透明

不燃性シート。

【請求項 5】

前記樹脂組成物が、60～80質量%の前記硬化性樹脂と、10～40質量%の前記スチレンモノマーとを含む、請求項4に記載の透明不燃性シート。

【請求項 6】

前記樹脂組成物が、光硬化性である、請求項1～5のいずれかに記載の透明不燃性シート。

【請求項 7】

前記硬化樹脂組成物層の上にフィルム層をさらに有する、請求項1～6のいずれかに記載の透明不燃性シート。

【請求項 8】

前記硬化樹脂組成物層と前記フィルム層との間に、ガラス纖維網体からなる網体層をさらに有する、請求項7に記載の透明不燃性シート。

【請求項 9】

厚みが40～400μmである、請求項1～8のいずれかに記載の透明不燃性シート。

【請求項 10】

請求項1～9のいずれかに記載の透明不燃性シートを備える防煙垂壁。

【請求項 11】

請求項1～9のいずれかに記載の透明不燃性シートを備える防煙シャッター。

【請求項 12】

請求項1～9のいずれかに記載の透明不燃性シートを備える間仕切壁。

【請求項 13】

請求項1～9のいずれかに記載の透明不燃性シートを備える防煙カーテン。

【請求項 14】

請求項1～9のいずれかに記載の透明不燃性シートを備えるタッチパネル。